⑺　申請書の提出期限の日から開札時までの期間に、近畿農政局長から近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15近総第408号（理）農林水産省近畿農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係がないこと。

⑼　「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から近畿農政局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑾　同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　施工体制確認型総合評価落札方式の概要　本工事は、標準点（上記２の競争参加資格要件を満たしている場合に付与する点数）に施工体制評価点（品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性に応じて付与する点数）及び加算点（技術提案の評価に応じて付与する点数）を加えた点数と、入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式とする。

⑵　評価項目

①　施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

②　技術提案

③　企業評価

⑶　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。

②　「施工体制評価点」の算出方法は、上記３の⑵の①の評定基準に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、「施工体制評価点」を与える。

③　「加算点」の算出方法は、上記３の⑵の②の技術提案及び③の企業評価について評価した結果、得られた「評価点数の合計値」に、加算点の最高点50点を評価点数の最高点（満点）51点で除した値を乗じて求められる点数を「加算点」として与える。

{加算点＝評価点数の合計値×（加算点の最高点50点／評価点の最高点51点)}

④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準Ａ型）は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」、「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（(標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格。以下「評価値」という。）により行う。

⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「加算点」についても減じる措置を行う。

⑷　落札者の決定方法　入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。「評価値」の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

①　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

②　技術提案が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。

③　「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に関しては、技術提案に記載された内容により行うものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、次の取扱いを行う。

①　工事成績評定点の減点措置

②　違約金の徴収（総合評価落札方式）

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒602―8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　近畿農政局会計課契約係　黒瀬　賢司　電話075―451―9161　内線2047

⑵　入札説明書の交付

①　交付期間　令和２年７月３日から令和２年８月18日の午前９時から午後５時までとする（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）。

②　交付方法　入札説明書の交付は電子入札システムにより行う。書面による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を下記４の⑵の③の交付場所へ申し込むこと。入札説明書の交付は無料である。

③　交付場所　〒602―8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町　近畿農政局農村振興部設計課技術審査第１係　晴佐久浩司　電話075―451―9161　内線2519

⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

①　提出期間　申請書は令和２年７月３日から令和２年７月17日までの期間とし、確認資料は令和２年７月21日から令和２年８月18日までの期間（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午後４時までとする。

②　提出方法　申請書は電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得て持参又は郵送する場合は上記４の⑵の③の交付場所へ提出すること。確認資料は上記４の⑵の③の交付場所へ持参すること。詳細は入札説明書によるものとし、ＦＡＸによるものは受け付けない。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　提出方法　書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着）することにより行うものとする。

②　提出期間　いずれの場合も令和２年９月１日から令和２年９月18日までの期間（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。

③　提出場所　上記４の⑴に同じ。

⑸　入札書の受領期限、場所及び提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

①　電子入札システムの場合　令和２年７月21日から令和２年８月18日（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。ただし、最終日については午後４時までとする。

②　紙入札方式により持参する場合及び郵送による場合　受領期限は上記４の⑸の①と同じ。提出先は上記４の⑴と同じとする。

⑹　開札の日時及び場所　令和２年９月23日午後１時30分　近畿農政局入札室

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行京都支店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行京都支店）又は金融機関の保証（取扱官庁　近畿農政局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４号に規定す